

意見書第3号

重度障がい者の電車特急料金割引制度の適用及び駅構内・踏切内の  
安全対策を求める意見書

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条により提出します。

令和4年6月23日

提出者 市議会議員 小 堤 千 寿

提出者 市議会議員 田 中 建 一

提出者 市議会議員 井 上 倫太郎

行橋市議会議長 小原 義和 様

提出先 国土交通大臣、厚生労働大臣、福岡県知事

重度障がい者の電車特急料金割引制度の適用及び駅構内・踏切内の  
安全対策を求める意見書

現在、電車料金については、重度障がい者と介護者及び同行援護者の乗車券割引制度は、適用されているが、特急料金割引制度は適用外である。

近年のコロナ禍で生活様が一変し、重度障がい者の負担が一層増大している中、重度障がい者の負担軽減ができるよう当該者の特急料金割引制度を乗車券と同様に適用してもらいたい。重度障がい者が乗降する際は、介護者及び同行援護者が必要不可欠である。

また駅構内・踏切内で事故が過去に発生している箇所や危険な場所については、早急に安全対策を講じるよう関係鉄道会社に対し積極的に働きかけを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和4年6月23日

行 橋 市 議 会